

平成28年度

一般社団法人 全国道路標識・標示業協会会員の皆様へ

この機会にぜひご加入をご検討ください!!

請負業者賠償

事故 包括契約

補償制度

(請負業者賠償責任保険)

PL保険

事故 包括契約

補償制度

(生産物賠償責任保険)

のご案内



特長

- ★ 道路標識・標示作成工事を含め、会員が施工する道路建設、道路等の舗装、軌道建設工事の様々な賠償事故を補償いたします。
- ★ 年間包括契約のため煩瑣な加入事務負担を軽減でき、掛け忘れもなくなります。
- ★ この制度（保険契約）は、一般社団法人 全国道路標識・標示業協会が保険契約者となる団体契約です。
- ★ 保険料は団体専用の料率を使用して算出しています。

※ 保険料は全額損金処理できます。（平成28年6月現在）

一般社団法人 全国道路標識・標示業協会

住所 〒102-0083 東京都千代田区麴町3-5-19 にしかわビル3階 電話 03(3262)0836 FAX 03(3234)3908

# 請負業者賠償責任保険

請負業者賠償 事故 包括契約 補償制度

## ●ご加入プラン

プラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン
身体・財物共通限度額	<b>1億円</b>	<b>2億円</b>	<b>3億円</b>
免責金額（身体財物共通）	3万円	3万円	3万円

※1事故による身体障害と財物損壊を合算してご加入プランの共通限度額を超える場合には、ご加入プランの共通限度額が支払限度額となります。

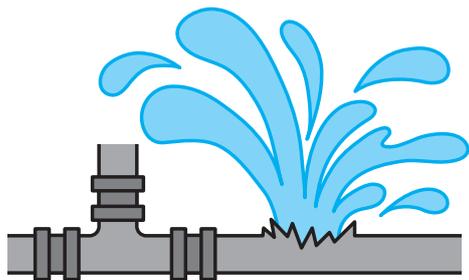
## ●補償の主な内容

### 賠償補償

被保険者（この保険契約により補償を受けられる方）が行う請負作業遂行中に発生した偶然的事故、または被保険者が請負作業遂行のために所有、使用もしくは管理している施設の欠陥、管理の不備により発生した偶然的事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

### 《保険金をお支払いする主な場合》（基本補償）

- 道路掘削工事中、誤って水道管を損傷し、修復費用及び溢出した水道料金を請求された。



- 狭い路上で作業中にバックホーを旋回したところ、店舗の袖看板を破損した。



- 標識設置工事中、高所から誤って器材を落とし通行人にケガさせた。



- 工事現場の管理不十分により、近所の子供が工事現場に入り込みケガをした。



## 《管理財物損壊補償》(自動セット特約)

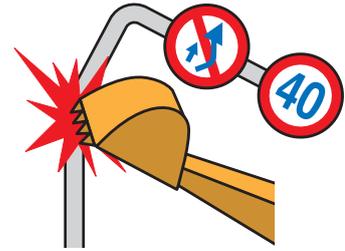
- 既設のポールへの標識を架け替え中、機械操作を誤りポールを破損させた。

### <支払限度額>

財物損壊の1回の事故あたりの支払限度額

### <免責金額>

財物損壊の1回の事故あたりの免責金額



被保険者の管理下にある財物(仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含み、目的を問いません。以下同様です。)の滅失、破損、汚損、紛失または盗取によって、その財物に対して正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

### 【保険金をお支払いしない主な場合】

- 被保険者が第三者から借用中の財物に対する損害
- 被保険者に支給された資材・商品等の財物(仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。)に対する損害
- 被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物に対する損害
- 被保険者が運送または荷役のために受託している財物に対する損害
- 補償管理財物(管理財物損壊補償特約をセットすることにより補償される管理財物。以下同様です。)の使用不能に起因する損害
- 補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の損壊に起因する損害
- 被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理(点検を含みます。)もしくは加工の拙劣または仕上不良等に起因する損害

等

## 《借用財物損壊補償》(オプションセット特約)

- 道路の舗装工事中、器材を倒しリリースした車を破損させた。

### <支払限度額>

1回の事故につき「500万円」または  
「財物損壊の1回の事故あたりの支払限度額」  
のいずれか低い金額

### <免責金額>

1回の事故につき 5万円



保険証券記載の仕事の遂行のために、作業場内および保険証券記載の施設内において使用または管理する借用財物(リース契約またはレンタル契約に基づき他人から借りている財物を含みます。以下同様です。)を滅失、破損または汚損したことにより、被保険者が借用財物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。なお、紛失または盗取に起因する損害は補償対象外となります。

### 【保険金をお支払いしない主な場合】

- 借用財物の紛失または盗取に起因する損害
- 借用財物の使用不能に起因する損害
- 借用財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された借用財物の損壊に起因する損害
- 借用財物に対する保守、点検、修理または部品交換等の作業により生じた借用財物の損壊に起因する損害
- 電気的または機械的な原因により生じた借用財物の損壊に起因する損害
- 傷などの外観上の損壊にとどまり、借用財物の機能に支障のない損壊に起因する損害
- 借用財物の潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動するための部品その他の消耗品または消耗材に単独に生じた損壊に起因する損害

等

## ●加入できる事業者

ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◇申込人……………一般社団法人 全国道路標識・標示業協会の会員に限ります。

◇記名被保険者……一般社団法人 全国道路標識・標示業協会の会員に限ります。

## ●お支払いの対象となる損害

保険金の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

特約に別の規定がある場合を除き、上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に当社の同意を要しますので、必ず当社までお問い合わせください。被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

## ●補償の対象工事

**年間包括契約** … 保険期間中に施工する**道路建設、道路等の舗装、軌道建設工事**を補償対象とします。

※希望により下請工事を対象外とすることができます。

## ●保険期間（年間契約）

保険期間は**平成28年9月1日午前4時から平成29年9月1日午前4時までの1年間**とし、以降毎年更新します。申込締切日＝平成28年8月19日（期間中の中途加入も可能です。中途加入の場合は毎月25日を申込締切とします。）

保険金のお支払い対象となるのは、保険期間中に発生した事故に限ります。

**【ご注意】**・保険を中途解約し、補償制度を脱退された場合には、脱退日以降に発生した事故については、保険金のお支払い対象となりません。

## ●確定保険料の払込みについて

この保険契約では、ご加入時に「把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績数値」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を一括払いにて払い込んでいただきます。

○ご加入の際には、保険料率算出に必要な資料<sup>(※)</sup>を引受保険会社にご提出いただきます。詳細は取扱仲立人または引受保険会社までお問い合わせください。

※実績数値の記載がある申込人または被保険者作成資料の写しおよび引受保険会社様式による「告知書」が必要となります。

○新規事業者等で、契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績がない場合は、以下のいずれかの方法により保険料の精算を行う必要があります。

ア、2017年8月末<sup>\*</sup>（保険始期日の前月末）時点で過去1年間の実績数値が確認できる場合

➡ ご加入時に「2016年9月から2017年8月末までの1年間」における見込み数値に基づいた暫定保険料を払込みいただき、満期後にその期間中における確定数値に基づいて計算した確定保険料との差額を精算します。

イ、上記ア、の「1年間の実績数値」が確認できない場合

➡ ご加入時に「保険期間中」における見込み数値に基づいて暫定保険料を払込みいただき、満期後にその期間中における確定数値に基づいて計算した確定保険料との差額を精算します。

※保険料は貴社の年間完成工事高（税込）に基づき算出されます。

# 生産物賠償責任保険

PL保険 **事故** 包括契約 補償制度

## ●ご加入プラン

プラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン
身体・財物共通限度額	<b>1億円</b>	<b>2億円</b>	<b>3億円</b>
免責金額（身体財物共通）	3万円	3万円	3万円

※1事故による身体障害と財物損壊を合算してご加入プランの共通限度額を超える場合には、ご加入プランの共通限度額が支払限度額となります。

## ●補償の主な内容

### 賠償補償

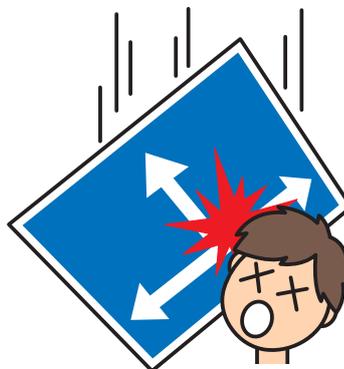
被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が製造もしくは販売された製品、または被保険者が行った仕事の結果に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

### 《保険金をお支払いする主な場合》（基本補償）

- 設置した道路標識の支柱設置にミスがあり、強度不足によって設置後支柱が倒壊し、付近の商店の建物・商品を損壊させた。



- 取付けた標識板の取付金具締め付けが不十分だった結果、標識板が落下して歩行者をケガさせた。



## ●加入できる事業者

ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◇申込人……………一般社団法人 全国道路標識・標示業協会の会員に限ります。

◇記名被保険者……一般社団法人 全国道路標識・標示業協会の会員に限ります。

## ●お支払いの対象となる損害

保険金の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

特約に別の規定がある場合を除き、上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に当社の同意を要しますので、必ず当社までお問い合わせください。被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

## ●補償の対象工事

**年間包括契約** … 保険期間中に施工する道路建設、道路等の舗装、軌道建設工事を補償対象とします。

※希望により下請工事を対象外とすることができます。

※製造もしくは販売した製品に対する補償は、その売上高を保険料算出基礎に含めた場合のみ対象となります。希望される場合はお申し出ください。

## ●保険期間（年間契約）

保険期間は**平成28年9月1日午前4時から平成29年9月1日午前4時までの1年間**とし、以降毎年更新します。申込締切日＝平成28年8月19日（期間中の中途加入も可能です。中途加入の場合は毎月25日を申込締切とします。）

保険金のお支払い対象となるのは、保険期間中に発生した事故に限ります。

【ご注意】・保険を中途解約し、補償制度を脱退された場合には、脱退日以降に発生した事故については、保険金のお支払い対象となりません。

## ●確定保険料の払込みについて

この保険契約では、ご加入時に「把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績数値」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を一括払いにて払い込んでいただきます。

○ご加入の際には、保険料率算出に必要な資料<sup>(※)</sup>を引受保険会社にご提出いただきます。詳細は取扱仲立人または引受保険会社までお問い合わせください。

※実績数値の記載がある申込人または被保険者作成資料の写しおよび引受保険会社様式による「告知書」が必要となります。

○新規事業者等で、契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績がない場合は、以下のいずれかの方法により保険料の精算を行う必要があります。

ア、2017年8月末<sup>\*</sup>（保険始期日の前月末）時点で過去1年間の実績数値が確認できる場合

➡ ご加入時に「2016年9月から2017年8月末までの1年間」における見込み数値に基づいた暫定保険料を払込みいただき、満期後にその期間中における確定数値に基づいて計算した確定保険料との差額を精算します。

イ、上記ア、の「1年間の実績数値」が確認できない場合

➡ ご加入時に「保険期間中」における見込み数値に基づいて暫定保険料を払込みいただき、満期後にその期間中における確定数値に基づいて計算した確定保険料との差額を精算します。

※保険料は貴社の年間完成工事高（税込）に基づき算出されます。

請負業者賠償責任保険をご加入いただくお客さまへ

# 重要事項のご説明

この書面では請負業者賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約（特別約款を含みます。以下同様とします。）によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱仲立人または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票への記名・押印（または署名）は、この書面の受領印を兼ねています。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

## 契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱仲立人または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

### (1) 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
請負業者賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 保険法の適用に関する特約（自動セット） 賠償責任保険追加特約（自動セット） 請負業者特別約款 管理財物損壊補償特約

任意セットの特約は必要な場合にセットします。「(3) セットできる主な特約」をご参照ください。

### (2) 補償内容

#### ■被保険者

保険の種類	被保険者（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）
請負業者賠償責任保険	加入申込票（引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。）の記名被保険者欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

#### ■保険金をお支払いする主な場合

2～3ページの「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

#### ■お支払いする保険金

4ページの「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

## ■保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- ① 保険契約者または被保険者（保険契約により補償を受けられる方。以下同様です。）の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が、所有、使用または管理する財物を滅失、破損または汚損した場合において、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任  
→管理する財物の滅失、破損または汚損リスクの一部は、「管理財物損壊補償特約」「借用財物損壊補償特約」「支給財物損壊補償特約」をセットすることで補償が可能です。  
※当該制度では「管理財物損壊補償特約」のみ自動セットされております。「借用財物損壊補償特約」は任意セットとなります。「支給財物損壊補償特約」はセットすることができません。
- ④ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾、労働争議に起因する損害賠償責任
- ⑦ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任
- ⑧ 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用または一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ  
《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）
- ⑩ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。  
ア、石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵）の人体への摂取もしくは吸引  
イ、石綿等への曝露（ばくろ）による疾病  
ウ、石綿等の飛散または拡散
- ⑪ 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の沈下・隆起・移動・振動または土砂崩れに起因する土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の滅失、破損または汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑫ 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の軟弱化もしくは土砂の流出・流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）・その収容物もしくは土地の滅失、破損または汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑬ 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した地下水の増減について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑭ 被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務（下請業務を含みます。）に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑮ 航空機の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ⑯ パラグライダー、ハングライダー、パラセーリング、熱気球の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ⑰ 自動車・原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する賠償責任。ただし貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する賠償責任を除きます。  
※工作車（ブルドーザー、パワーショベル等。ダンプカーは含みません。）に起因する賠償責任については、工事・仕事を行っている不特定多数の人が出入りすることを制限されている作業場内での事故に限り、保険金をお支払いします。ただし、損害の額がその自動車に締結されている（締結すべき）自賠責保険（責任共済を含みます。）および自動車保険（自動車共済を含みます。）により支払われる保険金と免責金額の合算額を超過する場合に、その超過額のみに対して保険金が支払われます。
- ⑱ 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し）または放棄の後に、仕事の結果に起因して負担する賠償責任  
→別途、生産物賠償責任保険にご加入いただくことで補償の対象となります。
- ⑲ 被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する賠償責任  
→別途、生産物賠償責任保険にご加入いただくことで補償の対象となります。
- ⑳ じんあいまたは騒音に起因する賠償責任
- ㉑ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害  
ア、医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。  
イ、はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
- ㉒ 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害

等

### (3) セットできる主な特約

セットできる主な特約は3ページをご参照ください。特約の内容の詳細は、取扱仲立人または引受保険会社までお問い合わせください。

### (4) 保険期間

この保険の保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、4ページまたは加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

### (5) 引受条件

2ページをご参照ください。

## 2. 保険料

保険料（申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。）は、保険料算出の基礎、引受条件、保険期間等によって決定されます。詳細は、取扱仲立人または引受保険会社までお問い合わせください。  
お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

## 3. 保険料の払込方法について

4ページをご参照ください。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただきます場合があります。**注意喚起情報のご説明**の「6.解約と解約返れい金」をご参照ください。

### 注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。  
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱仲立人または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

このご契約は、一般社団法人 全国道路標識表示業協会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

## 2. 告知義務・通知義務等

### (1) ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込票の記載上の注意事項）

**特にご注意ください**

申込人および被保険者には、ご加入時に加入申込票（引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。）の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があります。  
加入申込票に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、保険金額等）を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱仲立人または引受保険会社までお問い合わせください。

## (2) ご加入後における注意事項（通知義務等）

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱仲立人または引受保険会社にご通知ください。  
ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象（施設、業務等）に変更（追加および削除を含みます。）が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱仲立人または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

## 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料は、4ページの「確定保険料の払込みについて」記載の方法により払込みください。記載の方法により保険料を払込みいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

8ページをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

### (2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

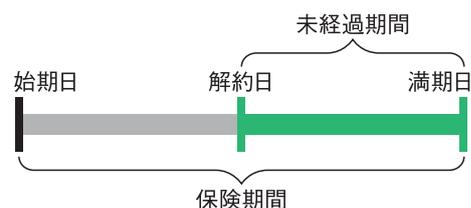
保険料は、4ページの「確定保険料の払込みについて」記載の方法により払込みください。4ページの「確定保険料の払込みについて」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

## 6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、取扱仲立人または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

■始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



## 7. 保険会社破綻時等の取扱い

最終ページ(裏表紙)をご参照ください。

### 本保険商品に関するお問い合わせは

取扱仲立人 エルシージー株式会社  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-12-7-404  
TEL:03-5339-7670 FAX:03-5339-7671

### 保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

**0120-632-277** (無料)

【受付時間】 平 日 9:00~20:00  
土日・祝日 9:00~17:00  
(年末・年始は休業させていただきます)

### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

**0570-022-808** [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

## その他のご説明

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

また、ご不明な点については、取扱仲立人または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. お申込み時にご注意いただきたいこと

～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

### (1) 取扱仲立人の権限

保険仲立人とは、保険契約の締結の媒介であって、生命保険募集人及び損害保険募集人がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のものを行う者をいいます。契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行業務は行うことができないため、保険会社が直接契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行業務を行います。

### (2) ご加入条件

次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

○著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

## 2. ご契約後にご注意いただきたいこと

～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

### (1) 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

### (2) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。 **特にご注意ください**

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

## 3. 事故が起こった場合の手続

### (1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱仲立人または引受保険会社にご連絡ください。

- ① 損害の発生および拡大の防止
- ② 相手の確認
- ③ 目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は  
24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く  
**0120-258-189** (無料)へ

## (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱仲立人または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 <sup>(注)</sup> (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、診療録、看護記録、事件簿、業務の対象の登記簿謄本
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ②他人の財物損壊（財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証（写）、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部（個人）事項証明書 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証（兼）念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) 身体障害、ケガの発生およびその損害の額を確認する書類 ①死亡事故であることを確認する書類 ②後遺障害による損害の内容・程度を確認する書類 ③その他傷害事故の損害の内容・程度を確認する書類	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本 引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類 引受保険会社所定の診断書、診療状況申告書、治療費の領収書、診療報酬明細書、同意書
(6) 損害が生じた物の価額、損害の額または費用の額を確認する書類 ①損害が生じた物の価額を確認する書類 ②損害の額、費用の額およびその支出を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ 修理見積書、請求書、領収書、受領書、調査に関する同意書
(7) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類 ②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■ 重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者の方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金を請求できる場合があります（「代理請求人制度」）。詳細は取扱仲立人または引受保険会社までお問い合わせください。

■ 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項<sup>(注2)</sup>の確認を終えて保険金をお支払いします<sup>(注3)</sup>。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■ 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

生産物賠償責任保険をご加入いただくお客さまへ

# 重要事項のご説明

この書面では請負業者賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約（特別約款を含みます。以下同様とします。）によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱仲立人または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票への記名・押印（または署名）は、この書面の受領印を兼ねています。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

## 契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱仲立人または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

### (1) 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
生産物賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 保険法の適用に関する特約（自動セット） 賠償責任保険追加特約（自動セット） 生産物特別約款

### (2) 補償内容

#### ■被保険者

保険の種類	被保険者（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）
生産物賠償責任保険	加入申込票（引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。）の記名被保険者欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

#### ■保険金をお支払いする主な場合

5ページの「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

#### ■お支払いする保険金

6ページの「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

## ■保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- ① 保険契約者または被保険者（保険契約により補償を受けられる方。以下同様です。）の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が、所有、使用または管理する財物を、滅失、破損または汚損した場合において、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ④ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾、労働争議に起因する損害賠償責任
- ⑦ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任
- ⑧ 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用または一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）
- ⑩ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
  - ア、石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵）の人体への摂取もしくは吸引
  - イ、石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
  - ウ、石綿等の飛散または拡散
- ⑪ 生産物の欠陥に起因するその生産物の滅失、破損または汚損自体（生産物の一部の欠陥によるその生産物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。）に対する損害（使用不能または修補に起因する損害を含みます。）
- ⑫ 仕事の欠陥に起因する仕事の目的物の滅失、破損または汚損自体（仕事の目的物の一部の欠陥による仕事の目的物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。）に対する損害（使用不能または修補に起因する損害を含みます。）
- ⑬ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害
- ⑭ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害
- ⑮ 保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害
- ⑯ 事故が発生しまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物（生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。）の回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）に要する費用（被保険者が支出したと否にかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否を問いません。）およびそれらの回収措置に起因する損害
- ⑰ 事故が発生しまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一原因による他の事故の発生を防止するため生産物または仕事の目的物について、回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）を講じる必要がありますが、被保険者が正当な理由なく回収措置を怠った場合の、以後発生する同一原因に基づく損害
- ⑱ 生産物が成分、原材料または部品等として使用された（生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。）財物（完成品。以下同様です。）が、滅失、破損または汚損したことに起因する損害。

ただし、完成品の損壊に起因して、完成品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。
- ⑲ 生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次のいずれかに該当する損害
  - ア、製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物（製造品・加工品。以下同様です。）が損壊したことに起因する損害
  - イ、製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害。

ただし、製造品・加工品の損壊に起因して、製造品・加工品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。
- ⑳ 生産物または仕事の結果が、所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する損害は除きます。
- ㉑ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
  - ア、医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
  - イ、はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
- ㉒ 保険の対象が医薬品等、医薬品等の製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害
- ㉓ LPガス販売業務の結果に起因する損害

等

### (3) セットできる主な特約

任意でセットできる特約はありません。

### (4) 保険期間

この保険の保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、6ページまたは加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

### (5) 引受条件

5ページをご参照ください。

## 2. 保険料

保険料（申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。）は、保険料算出の基礎、引受条件、保険期間等によって決定されます。詳細は、取扱仲立人または引受保険会社までお問い合わせください。  
お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

## 3. 保険料の払込方法について

6ページをご参照ください。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただきます場合があります。**注意喚起情報のご説明**の「6.解約と解約返れい金」をご参照ください。

### 注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。  
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱仲立人または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

このご契約は、一般社団法人 全国道路標識表示業協会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

## 2. 告知義務・通知義務等

### (1) ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込票の記載上の注意事項）

**特にご注意ください**

申込人および被保険者には、ご加入時に加入申込票（引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。）の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があります。  
加入申込票に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、保険金額等）を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱仲立人または引受保険会社までお問い合わせください。

## (2) ご加入後における注意事項（通知義務等）

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱仲立人または引受保険会社にご通知ください。  
ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象（施設、業務等）に変更（追加および削除を含みます。）が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱仲立人または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

## 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料は、6ページの「確定保険料の払込みについて」記載の方法により払込みください。記載の方法により保険料を払込みいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

14ページをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

### (2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

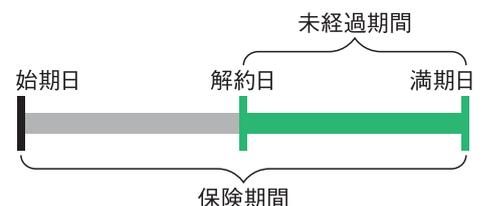
特にご注意ください

保険料は、6ページの「確定保険料の払込みについて」記載の方法により払込みください。6ページの「確定保険料の払込みについて」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

## 6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、取扱仲立人または引受保険会社に速やかにお申出ください。

- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



## 7. 保険会社破綻時等の取扱い

最終ページ(裏表紙)をご参照ください。

### 本保険商品に関するお問い合わせは

取扱仲立人 エルシージー株式会社  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-12-7-404  
TEL:03-5339-7670 FAX:03-5339-7671

### 保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

**0120-632-277** (無料)

【受付時間】 平 日 9:00~20:00  
土日・祝日 9:00~17:00  
(年末・年始は休業させていただきます)

### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

**0570-022-808** [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

## その他のご説明

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱仲立人または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. お申込み時にご注意いただきたいこと

～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

### (1) 取扱仲立人の権限

保険仲立人とは、保険契約の締結の媒介であって、生命保険募集人及び損害保険募集人がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のものを行う者をいいます。契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行業務は行うことができないため、保険会社が直接契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行業務を行います。

### (2) ご加入条件

次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。  
○著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

## 2. ご契約後にご注意いただきたいこと

～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

### (1) 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

### (2) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。 **特にご注意ください**

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

## 3. 事故が起こった場合の手続

### (1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱仲立人または引受保険会社にご連絡ください。

- ① 損害の発生および拡大の防止
- ② 相手の確認
- ③ 目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は  
24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く  
**0120-258-189** (無料)へ

## (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱仲立人または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 <sup>(注)</sup> (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、診療録、看護記録、事件簿、業務の対象の登記簿謄本
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ②他人の財物損壊（財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証（写）、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部（個人）事項証明書 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証（兼）念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) 身体障害、ケガの発生およびその損害の額を確認する書類 ①死亡事故であることを確認する書類 ②後遺障害による損害の内容・程度を確認する書類 ③その他傷害事故の損害の内容・程度を確認する書類	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本 引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類 引受保険会社所定の診断書、診療状況申告書、治療費の領収書、診療報酬明細書、同意書
(6) 損害が生じた物の価額、損害の額または費用の額を確認する書類 ①損害が生じた物の価額を確認する書類 ②損害の額、費用の額およびその支出を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ 修理見積書、請求書、領収書、受領書、調査に関する同意書
(7) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類 ②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■ 重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者の方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金を請求できる場合があります（「代理請求人制度」）。詳細は取扱仲立人または引受保険会社までお問い合わせください。

■ 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項<sup>(注2)</sup>の確認を終えて保険金をお支払いします<sup>(注3)</sup>。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■ 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

## 契約内容変更時の連絡について

請負業者賠償責任保険 ➡ 10ページの「注意喚起情報のご説明」2.(2)をご覧ください。

生産物賠償責任保険 ➡ 16ページの「注意喚起情報のご説明」2.(2)をご覧ください。

## 事故発生時のお手続き

請負業者賠償責任保険 ➡ 11ページの「その他のご説明」3.をご覧ください。

生産物賠償責任保険 ➡ 17ページの「その他のご説明」3.をご覧ください。

## ご 注 意

- ・申込人と被保険者（この保険により補償を受けられる方）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
  - ・加入申込票・保険料につきましては、全標協事務局へご提出・お振込みをお願いいたします。
  - ・このパンフレットは「請負業者賠償責任保険」「生産物賠償責任保険」の概要を説明したものです。詳細は普通保険約款および特約をご覧ください。また、ご不明な点については取扱仲立人または当社までお問い合わせください。
- < 保険会社破綻時等の取扱い >（平成27年10月現在）
- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
  - ・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。
  - ・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

この保険契約に関する個人情報について、当社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

### 【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例  
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例  
自動車購入・車検の斡旋  
上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

- 契約等の情報交換について  
当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。
- 再保険について  
当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受保険会社に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ (<http://www.ms-ins.com>) をご覧ください。

## お問い合わせ先

一般社団法人 全国道路標識・標示業協会事務局 TEL 03(3262)0836 FAX 03(3234)3908

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 公務部営業第二課 取扱仲立人 エルシージー株式会社  
東京都千代田区神田駿河台3-11-1 東京都新宿区西新宿6-12-7-404  
TEL 03-3259-6680 FAX 03-3259-7581 TEL 03-5339-7670 FAX 03-5339-7671